



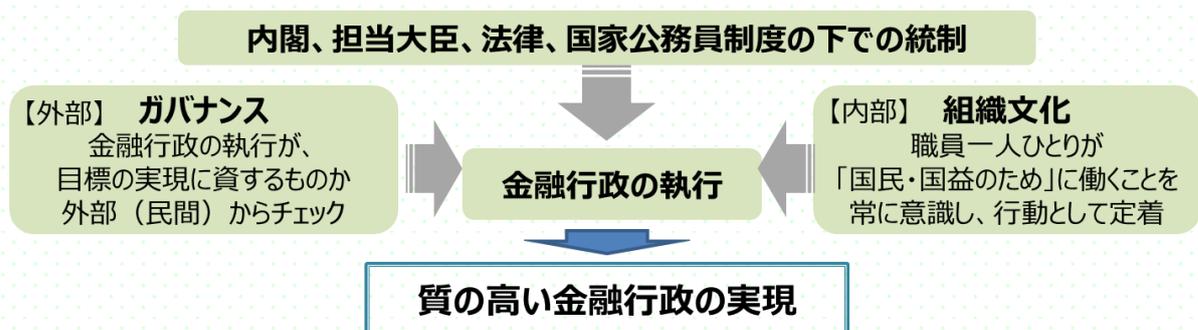
Contents

- P 2 「金融庁の改革について－国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へー」の公表について
- P 3 NISA（一般・つみたて）の現状、「職場つみたてNISA」の取組みの現状等について
- P 5 健全性政策基本方針（案）及びコンプライアンス・リスク管理基本方針（案）の公表について
- P 8 高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）について
- P 9 「企業会計審議会総会」の開催について
- P 10 「FinTech 実証実験ハブ」の支援決定案件の実験結果について
- P 13 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 18 お知らせ

「金融庁の改革について－国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へー」の公表について

金融システムを守り、金融がその機能を十分に発揮することによって、企業や経済が成長し、国民の資産形成を実現していくことが、金融行政の目標です。今後、金融庁が、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革できる組織にしていく必要があります。

そのために不可欠な、ガバナンスと組織文化（カルチャー）の改革について、先進的な取組みを行っている民間企業や外部有識者へのヒアリングを実施するとともに、庁内職員からも人材育成等に関する意見を聴取し、必要な施策の検討を進めてきました。こうしたプロセスを経て、7月4日、金融庁改革の基本的な考え方、全体像をとりまとめ、公表しました。



○ ガバナンス改革

組織を継続的に変革していくためには、外部の意見や批判を受け止め、改善につなげる「開かれた体制」にしていく必要があります。外部の意見を継続的かつ的確に金融行政に反映できるよう、以下の観点から具体的な施策を「当面のガバナンス基本方針」としてとりまとめ、公表しました。

- 金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画
- 行政運営の質を高めるための外部の目線の導入
- 関係者との建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

○ 組織文化（カルチャー）の改革

質の高い金融行政を実現するためには、金融庁で働く職員一人ひとりが「国のために貢献したい」、「成長して自分の価値を高めたい」と常に意識し、行動できるような組織文化（カルチャー）を確立することが必要です。そのために、以下の観点から具体的な施策を「当面の人事基本方針」とし

てとりまとめ、公表しました。

- 真に国民のため、国益のために働くという行動の定着
- 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ
- 質の高い金融行政を可能とする多様で専門性の高い組織
- 職員一人ひとりと向き合う人材政策
- ワークライフバランスを実現する職場環境
- 人事改革を定着・深化させる仕組みの構築

今後は、金融庁の改革を実現するため、「当面の人事基本方針」「当面のガバナンス基本方針」に掲げた諸施策を具体化し、着実に実施していきます。また、金融庁が、そこで働く職員一人ひとりにとって、仕事にやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となるために、若手職員を中心とした人材の活用・育成や、組織の活性化にも積極的に取り組みます。

改革を通して、「金融庁で働く一人ひとりの職員が、絶えず国益への貢献を意識して行動することで、質の高い金融行政を実現し、国民の期待と信頼に応えられるようになる」こと、その結果として、「金融庁が、一人ひとりの職員にとって、仕事の大小にかかわらず、国家公務員としてのやりがいを感じ、働いてよかったと思える職場になる」ことを目指します。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融庁の改革について—国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へ—](#)」（平成30年7月4日）にアクセスしてください。

NISA（一般・つみたて）の現状、「職場つみたてNISA」の取組みの現状等について

金融庁では、家計の安定的な資産形成を図る観点から、つみたてNISAの普及・利用促進に向けた取組みを行っています。

7月2日に、NISA（一般・つみたて）の現状（平成30年3月末時点）や「職場つみたてNISA」の取組みの現状等についてまとめ、公表しました。

○ N I S A（一般・つみたて）の現状

調査結果（平成30年3月末時点）のポイント

N I S A（一般・つみたて）

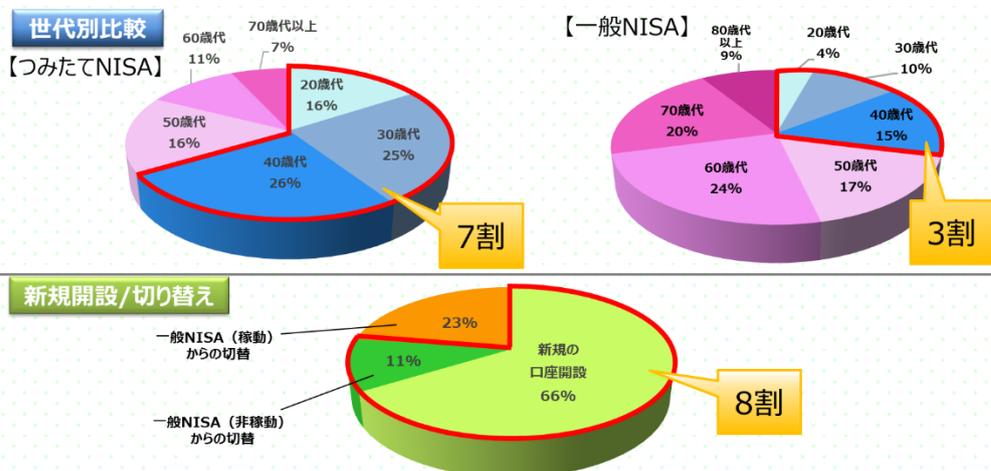
- 総口座数は、約1,168万口座
（平成29年12月末時点より6.2%増（約69万口座増））
うち、つみたてN I S Aの口座数は、約51万口座
- 総買付額は、約13兆9,399億円
（平成29年12月末時点より11.2%増（約1兆4,074億円増））
うち、つみたてN I S Aの買付額は、約111億円

ジュニアN I S A

- 口座数は、約27万口座
（平成29年12月末時点より4.8%増（約1万口座増））
- 買付額は、約856億円
（平成29年12月末時点より28.5%増（約190億円増））

N I S A制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のためのツールとして、着実に普及が進んでいます。

平成30年1月から口座開設が開始したつみたてN I S Aについては、平成30年3月末時点で口座数は約51万口座、買付額は約111億円となっています。口座開設者の内訳は、世代別で40代以下が約7割と一般N I S Aと比べて高くなっているほか、「つみたてN I S Aの新規口座開設」と「一般N I S A（非稼働）からの切替え」の合計が約8割となるなど、つみたてN I S Aの開始を契機に、新たに投資を行う層が広がりつつあります。



※ つみたてNISAについては、主な金融機関へのヒアリングベース（平成30年5月末時点）
一般NISAについては、全金融機関調査（平成30年3月末時点）

○ 「職場つみたてNISA」の取組みの現状

現役世代を中心に、安定的な資産形成のニーズが高まっている一方、多くの方が「きっかけ」がなく、資産形成（投資）に踏み込めない現状を踏まえ、金融庁では、身近な場である職場を通じて、①つみたてNISA・iDeCoの情報、②投資を学べる機会、を得られる「職場つみたてNISA」の普及に取り組んでいます。

まずは、金融庁で「職場つみたてNISA」を導入し、他省庁や地方自治体、民間企業にも同様の取組みを促してきました。金融庁では、資産形成やつみたてNISAに関する職員向けの説明会を、様々な機会をとらえて開催しており、こうした取組みは他省庁や地方公共団体にも広がりつつあります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[NISA（一般・つみたて）の現状、「職場つみたてNISA」の取組みの現状等について](#)」（平成30年7月2日）にアクセスしてください。

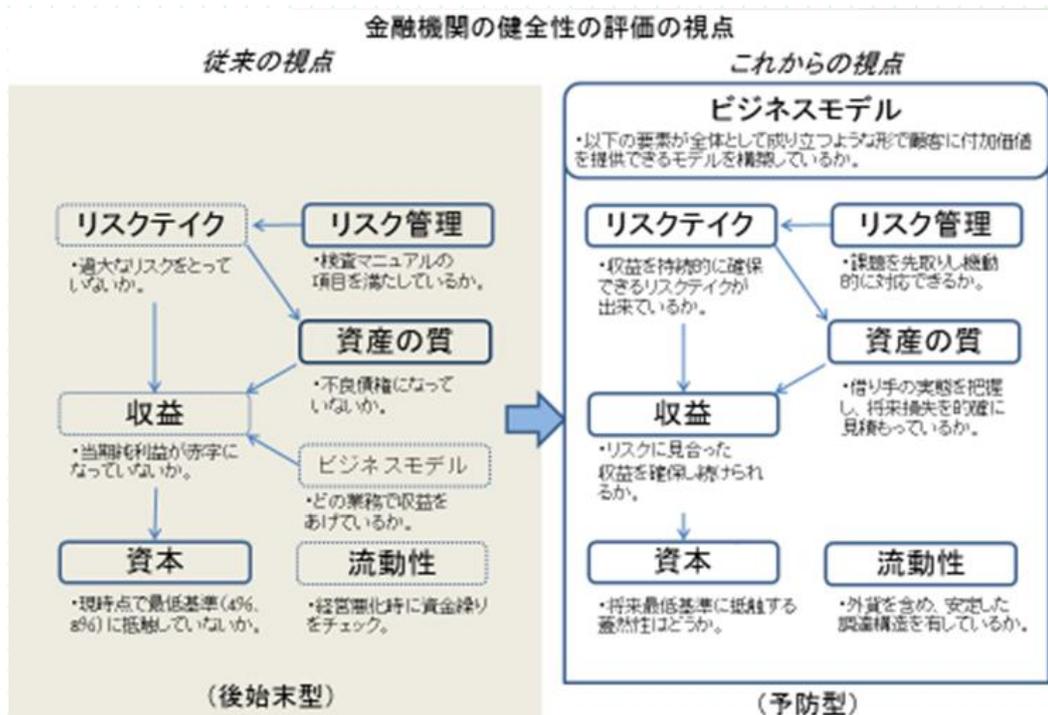
健全性政策基本方針（案）及びコンプライアンス・リスク管理基本方針（案）の公表について

金融庁では、「[金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）](#)」（平成30年6月29日公表）を踏まえ、同日、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）を公表し、また、7月13日、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）を公表し、それぞれ意見募集を行いました。

各方針の概要は以下のとおりです。

○ 健全性政策基本方針（案）の概要

1. 本基本方針（案）のポイント



2. 健全性政策の目指す方向

- ① 健全性の判断にあたり、資産の質や自己資本比率といった特定の要素を形式的な基準に照らしてチェックするだけではなく、個々の金融機関の全体としての健全性や金融システム全体のリスクについて包括的かつ実質的に判断します。
- ② 危機に事後的に対処するだけでなく、危機を予防するために課題を先取りして対応することを目指します。
- ③ 金融機関のリスクテイクを抑制することだけに偏った対応をとるのではなく、金融機関が創意工夫を発揮できる環境を整え、適正なリスクテイクを通じた健全性の確保を実現することを目指します。

○ コンプライアンス・リスク管理基本方針の概要

1. 従来の問題点

従来、金融機関のコンプライアンス・リスク管理については、以下のような傾向が見られました。

- ① 形式的な法令違反のチェックに終始、表面的な再発防止策の策定等、ルールベースでの対応の積み重なり（「コンプラ疲れ」）
- ② 発生した個別問題に対する事後的な対応
- ③ 経営の問題と切り離された、管理部門中心の局所的・部分的な対応

また、金融庁の重箱の隅をつつくような検査姿勢が、上記対応を助長した面もあると考えられます。

2. 改善の方向性（経営の問題であるとの認識の醸成）

従来の問題点、金融機関をめぐる環境の急速の変化、経営に重大な影響をもたらす不祥事が発生している状況等を踏まえると、金融機関がコンプライアンス・リスク管理を向上させていくためには、以下のような着眼点が重要になると考えられます。

- ① 経営陣において、ビジネスモデル・経営戦略・企業文化とコンプライアンスを表裏一体であるとの認識の下、経営目線での内部管理態勢を主導
- ② 「世間の常識」とずれないために、外部有識者等の視点を活用するガバナンス態勢を構築
- ③ 潜在的な問題を前広に察知し、その顕在化を未然に防止
- ④ 金融機関の規模・特性に応じたリスクベースでのメリハリのある管理態勢を構築

3. 金融庁の今後の対応

金融機関のコンプライアンス・リスク管理態勢の改善を促すべく、金融庁は以下のように対応を見直してまいります。

- ① ルールベースではなく、経営の問題としての取組みを評価することを目的とした金融機関の経営陣との対話
- ② 重要な問題に焦点を当てた、リスクベースのモニタリング
- ③ 金融機関の規模・特性に応じ、負担に配慮

意見募集の手続き期間終了後であっても、利用者・金融機関・市場参加者をはじめとした幅広いステークホルダーとの議論を行い、金融検査・監督の継続的な改善に努めてまいります。

また、各方針に沿って必要な態勢整備を進め、新しい検査・監督を実行に移し、その結果を各方針の改訂に反映してまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、『[「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）の意見募集について](#)』（平成30年6月29日）、『[「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）の公表及び意見募集について](#)』（平成30年7月13日）にアクセスしてください。

高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）について

金融庁では、高齢社会における金融サービスのあり方を、現下の重要な課題の一つと考え、平成29事務年度を通じて継続的に学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等からヒアリング等を行ってきました。

今般、ヒアリング等における指摘事項を踏まえ、高齢化が進む現状やその課題について整理・分析した内容を中間的なとりまとめ、公表いたしました。

中間的なとりまとめでは、「長寿化の進展」、「金融資産の伸び悩み」、「資産の高齢化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題について、以下の4つの視点から検討を進めることとしております。

- ① 就労・積立・運用の継続による所得形成
- ② 資産の有効活用・取崩し
- ③ 長生きへの備え、資産承継
- ④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

今後、「中間的なとりまとめ」の内容を踏まえ、対応策の具体化に向けて、多方面と議論をしながら検討を深めたいと考えております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）](#)」（平成30年7月3日）にアクセスしてください。

「企業会計審議会総会」の開催について

7月5日、企業会計審議会総会を開催し、監査基準の改訂及び会計をめぐる動向について議論が行われました。

○ 監査基準の改訂について

平成29年10月より、企業会計審議会監査部会において「監査報告書の透明化」について審議を行い、「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂を行うべきであるとの結論に至ったことから、監査部長より、監査部会における審議の状況及び改訂監査基準案の内容についての説明がありました。また、金融庁から、平成30年5月に行った監査基準の改訂に関する意見書にかかるパブリックコメントの状況について報告しました。これらを踏まえ、監査基準の改訂に関する意見書がとりまとめられました。

○ 会計をめぐる動向について

金融庁から、日本におけるIFRS任意適用企業数の推移やIFRSの国際的な適用の進捗状況について説明しました。また、財務会計基準機構（FASF）から、国際会計人材の育成（国際会計人材ネットワークのシンポジウムの開催等）について、企業会計基準委員会（ASBJ）から、日本基準の高品質化（収益認識基準の開発等）やのれんの償却等IFRSに関する国際的な意見発信について報告されました。



意見書を手交する平松会長(右)と村井政務官(左)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[企業会計審議会](#)」から企業会計審議会総会（平成 30 年 7 月 5 日開催）の「[資料](#)」及び「[議事録](#)」をご覧ください。

「FinTech 実証実験ハブ」の支援決定案件の実験結果について

金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成 29 年 9 月 21 日、「FinTech 実証実験ハブ」を設置しました。

今般、本スキームにおける支援を決定した第 1 号案件（平成 29 年 11 月 2 日公表）と第 3 号案件（平成 30 年 5 月 7 日公表）の実証実験が終了し、その実験結果について、お知らせします。

○ 第 1 号案件について

1. 実験概要

(1) 実験内容

ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続きを金融機関共同で実施するシステムの構築を検討（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客が、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には再度の本人確認を実施しない仕組みを検討）。

(2) 実験期間

平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月まで

(3) 参加金融機関等

みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、デロイト トーマツ グループ、SMBC 日興証券、大和証券、千葉銀行、野村証券、福岡銀行、みずほ証券、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

2. 結果概要

- 本実証実験において、金融庁としては、本人確認に係る法的位置付けの検討に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第 13 条における、「ある金融機関 A が、他の金融機関 B に委託して

顧客と取引を行う場合、金融機関Bが既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である」旨の規定について、当該「委託」には、契約締結権まで委託せず、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を、関係省庁に確認した上で提供するなど、各種法令解釈についてサポートを実施しました。

- 本実証実験におけるブロックチェーン技術を活用した本人確認方法は、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認されました。一方で、ブロックチェーン管理機関（コンソーシアム）のあり方（担い手・組織など）やコンソーシアム職員の陣容・必要なスキル水準といった業務面における検討課題も残りました。
- なお、今後は、全国銀行協会に新たに設置された「AML/CFT 態勢高度化研究会」（平成 30 年 6 月設置）において、本実証実験の結果も参考にしながら、本人確認事務等の共同化に関し、幅広く研究が行われる予定です。

【ご参考(関連サイト：参加金融機関等におけるニュースリリース)】

- [デトロイトトーマツグループ](#)
- [一般社団法人全国銀行協会](#)（実証実験結果について）
- [一般社団法人全国銀行協会](#)（AML/CFT 態勢高度化研究会について）

○ 第3号案件について

1. 実験概要

(1) 実験内容

現状、金融機関では、営業員が作成した金融商品販売時の応接記録や顧客から寄せられる様々な声（意見・申し出）の記録が数多く作成・蓄積されており、それらの記録におけるコンプライアンス違反のチェック及び顧客からの苦情等の抽出に係る確認業務を行っています。本実証実験では、そうした記録一つ一つ（銀行では応接記録、証券会社では顧客の声）に対し、人工知能（AI）がスコアリングし確認の優先順位付けを行うことで、確認業務を効率化・高度化できるかを検証しました。

(2) 実験期間

平成 30 年 5 月から 6 月まで

(3) 参加金融機関等

FRONTEO、三菱 UFJ 銀行、りそな銀行、横浜銀行、SMBC 日興証券

2. 結果概要

- 本実証実験では、AI による優先順位付けの上での確認方法（新方法）と、優先順位付けを行わない確認方法（現行方法）で対照実験を行い、AI を活用することで応接記録の確認業務を効率化・高度化できるかを検証しました。
- この実証実験の過程で、例えば AI による判定基準や学習済みモデルの信頼性等に関する検証を合理的な方法・間隔で行う等、適切な運用がなされているのであれば、法令・監督指針上、金融機関による確認業務に関し、AI による一次確認を介する運用を行うことに特段の問題はないと考えられる旨を、金融庁から回答しました。
- 実証実験の結果、AI を活用する新方法は、現行方法に比べて、確認業務の精度は同等以上を維持した上で、短時間でより多い確認業務を完了でき、AI の活用が確認業務の効率化・高度化に資する可能性があることが示されました。
- 今後、金融機関による確認業務に AI を適切に活用することにより、金融機関の業務の生産性向上等が期待されます。

【ご参考(関連サイト：参加金融機関等におけるニュースリリース)】

- [FRONTEO](#)
- [SMBC 日興証券](#)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から『「[FinTech 実証実験ハブ](#)」初の支援決定案件の実験結果について』（平成 30 年 7 月 17 日）、「[FinTech 実証実験ハブ](#)」支援決定案件の実験結果について』（平成 30 年 8 月 1 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点を気をつけるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2198
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
直 通 : 03-3506-6627
 電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
直 通 : 03-3581-9854
 F A X : 03-5251-2198
 電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
 - 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
 - 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
 - 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。
- 御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

